

日本パラモーター協会 規約



〒293-0006

千葉県富津市下飯野 1387-2

Tel/Fax 0439-32-1726

office@paramotorjapan.jp <http://www.paramotorjapan.jp>

Japan Paramotor Association



日本パラモーター協会規約

平成19年2月20日 制定

令和元年12月10日 一部改正

2021年6月6日 一部改正

(名称)

第1条 本会は、日本パラモーター協会と称する。

- (1) 英語名を JAPAN PARAMOTOR ASSOCIATION とする。
- (2) 略称を JPMA とする。
- (3) ロゴを別に定める。

(目的)

第2条 本会は、特定非営利活動法人 日本マイクロライト航空連盟フットランチドマイクロライト (FLM) 部会の事業、会員及び資産を継承し、国際航空連盟 (FAI) 正会員財団法人日本航空協会公認の全国統括団体として、国際航空連盟 (FAI) スポーティングコード Section10MICROLIGHTS Sub-ClassR 第1章1. 5項の Weight-Shift Control System Foot Launched (RWF) 及び Paraglider Control System Foot Launched (RPF) による全国のパラモーター愛好者及びパワードハングライダー愛好者を統括・代表し、安全及び会員相互の品位向上、融和親睦を確保し、航空思想の普及と航空スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 航空スポーツに関する事項。
- (2) 安全啓発・普及・指導に関する事項
- (3) 技量認定等に関する事項。
- (4) 世界選手権・日本選手権及び国際・国内競技会等に関する事項。
- (5) 公認記録・国際記章等に関する事項。
- (6) 関係官公庁及び団体との連絡調整に関する事項。
- (7) その他、本会の目的達成のため必要な事項。



(会員)

第4条 会の会員は、本会の目的に賛同し会員登録された者を以って充てる。

2 会員登録及び、会員資格は次によるものとする。

(1) 本会規約はもとより安全確保とフライトモラルを遵守し、反社会的行為は如何なる場合も厳に慎むことのできる者であること。

(2) 会員になろうとする者は、会員登録申請書（別添様式1）に会費を添えて会長宛に申請する。

(3) 会費は、総会において別途定める。

(4) 納入済みの会費・技量認定申請料等は、如何なる理由があっても返還しないものとする。

(5) 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

① 会費が更新日を過ぎても未納であった場合。

② 会員が退会届けを提出した時。

③ 死亡若しくは失踪宣告を受けた時。

④ 除名された時。

⑤ 本会が解散した時。

(6) 会員は、総会に出席し議事案件に対しての議決権を有する。なお、総会に出席できない場合は、その権利を委任することができる。

(7) 会員は、本会の第三者賠償保険に加入でき、本会開催の事業に参加することができる。

3 会員登録に係る個人情報等詳細事項は、本会運営に対してのみ使用する。

4 本会の目的に賛同する賛助会員（団体・個人）を構成することができる。

(役員)

第5条 本会には、次の役員をおく。但し、監査を除き兼務を認める。

(1) 名誉顧問・顧問	若干名
(2) 会長	1名
(3) 副会長	2名以内
(4) ブロック代表理事	30名以内
(5) プロジェクトリーダー	若干名
(6) 事務局長	1名
(7) 監査	2名以上



- 2 会長及び副会長は、ブロック代表理事で構成されるブロック代表理事会（以下理事会と称する）において選挙で決し、それぞれ過半数の得票を必要とするものとする。
- 3 ブロック代表理事は各ブロックにおいて活発に活動する指導的立場の者で、当該ブロック内で協議のうえ選出された者とし、総会で承認されブロック代表理事として理事会を構成する。
- 4 プロジェクトは事業遂行に必要がある場合、その都度理事会の承認により設置することができる。プロジェクトリーダーは理事会に諮って会長が任命する。
- 5 事務局長は、理事会に諮って会長が任命する。
- 6 監査は総会にて諮って会長が任命する。
- 7 正副会長及び事務局長を以て執行部とする。
- 8 各役員の任期は、2年とし再任を妨げない。但し、役員に欠員が生じた場合の後任役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 9 全国を次のようなブロック組織とし、それぞれよりブロック代表理事を選出するものとし、ブロック代表理事の定数はブロック内の会員数に応じて決定される。また、4年毎にその定数の見直しをおこなうものとする。

(1) 北海道ブロック	2名程度
(2) 東北ブロック	2名程度
(3) 関東・甲信越ブロック	10名程度
(4) 東海・北陸ブロック	5名程度
(5) 近畿ブロック	2名程度
(6) 中国ブロック	2名程度
(7) 四国ブロック	2名程度
(8) 九州ブロック	2名程度
(9) 沖縄ブロック	2名

(役員職務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに会議を主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
 - 3 ブロック代表理事は、ブロック内の会員を指導するとともに、理事会決議を受け本会の各種業務を推進するものとする。
 - 4 プロジェクトリーダーは、本会の事業に係る専門事項の研究及び改善等の業務を行う。
 - 5 事務局長は、事務局運営を統括し、本会の事業報告・歳入歳出決算及び次年度の事業計



画(案)・歳入歳出予算(案)を当該年度末までに作成し執行部の決裁を受けるとともに、理事会及び総会に提出し承認を受けるものとする。

6 監査は、本会の財産及び業務の執行について監査し、監査結果報告書を付して理事会及び総会に報告する。

(プロジェクト)

第7条 本会の事業遂行や研究を目的に、理事会の承認を得てプロジェクトを設置することができる。

(名誉顧問等)

第8条 本会に名誉顧問及び顧問をおくことができる。

2 名誉顧問は、本会の目的に賛同し又は、本会に対しその業績が顕著である者を、理事会及び総会に諮り会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の役員として特段の功績があった場合、理事会及び総会に諮り会長が委嘱する。

(会議等)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会は、年1回会長が召集する。

(2) 臨時総会は理事会が必要と認めるとき、会長が召集する。

(3) 前号のほか、会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から45日以内に臨時総会を召集しなければならない。

(4) 総会の招集は、少なくとも45日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面またはWebにて通知する。

(5) 理事会を、年1回以上開催するものとするが、十分な意思疎通を諮ることが可能である場合はその形態は問わないものとする。

(6) プロジェクト会議を随時開催するものとし、十分な意思疎通を諮ることが可能である場合はその形態は問わないものとする。

(7) 総会及び理事会に付議すべき事項は次による。

事業計画・予算/事業報告・決算に関わる事項、名誉顧問・顧問・会長・副会長・ブロック代表理事の承認、規約の指定・改定に関わる事項、理事会で総会決議が必要とされた事項。



- 2 執行部会議は、正副会長及事務局長をもって構成し、会長がこれを召集するものとするが、十分な意思疎通が諮ることが可能であればその形態は問わない。
- 3 総会の議長は、会長が務めるものとし、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。
- 4 理事会及びプロジェクト会議の議事案件に係る事項において、専門的な知識等を有する者の意見が必要であると会長が認めるときは、当該会議に該当者の出席を依頼し意見を求めることができる。
- 5 各会議の議事録は、事務局が作成し理事会に合議を行なう。但し、合議の形態は電子メール及び原本郵送等とし、最も合理的である方法によるものとする。なお、議事録については、会報及び Web 上で公表するものとする。

(会議の定足数等)

- 第10条 総会は、会員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。さらにあらかじめ意思を表示せず欠席したものは議長に表決を委任表明したものとし、出席したものとみなす。
- 2 理事会は、出席者の3分の2以上をもって議決する。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席したものとみなす。さらにあらかじめ意思を表示せず欠席したものは議長に表決を委任表明したものとし、出席したものとみなす。

(費用弁償)

- 第11条 本会役員は、その職務を行なうために要した費用の一部若しくは全額の弁償等を受けすることができる。
- 2 前項の費用弁償等の額は、日本パラモーター協会費用弁償規則に定めるものとする。

(表彰)

- 第12条 本会の発展に著しく功績があった者に対し、別に定める表彰規定により表彰を行うことができるものとする。

(公認・後援)



第13条 本会の目的を達成するにあたり次の規定により公認・後援を行いその活動を支援するものとする。

(1) 本会の認める団体が開催し、本会の目的を達成すると認める行事に対して公認・後援をする。

(2) 本会に代わり、その行事を行う場合に、公認・後援を行う。

(3) 本会執行部において、支援を決定した行事に対して公認・後援を行う。

2 別に定める公認・後援規則の要件を充たしている場合に対して、会長は公認・後援の何れかの通知を別に定める様式により申請者に通知する。

3 その他、詳細事項は、日本パラモーター協会公認・後援規則の規定によるものとする。

(規約の制定等)

第14条 本規則の制定及び改定は、理事会の承認を得て行なう。また、この規則の他に本会の事業遂行のために必要な規約などを理事会の承認を得て制定することができる。

(会員の資格停止等)

第15条 本会の会員は飛行の安全・会員相互の親睦に努めるものとし、故意または重大過失による航空法違反・第三者を含む事故・社会的影響の大きな事故事件または、本会及び会員に著しい名誉毀損などを惹き起した会員に対して、本会は状況を充分調査したうえで、再発防止策に努めると共に、次の処分を行なうことができるものとする。

(1) 注意処分

(2) 嚴重注意

(3) 会員資格停止（最長1年）

(4) 会員資格剥奪

2 前項の処分は、正副会長・事故発生ブロック代表理事及び隣接ブロック代表理事により構成する資格審議委員会を招集し慎重審議のうえ処分を決するものとし、その処分の伝達は書面を以て本人に通知するとともに、会員に対しても公表するものとする。

3 会員は、資格審議委員会より処分の伝達を受けた場合、その処分に対して異議の申し立てを行うことができる。但し、当該処分書の発信年月日から起算して、30日以内にその処分に対する異議の申し立てを資格審議委員会に文書（様式は規定しない。）を以ておこなうものとする。

4 前項の、異議申し立てがあった場合、1週間以内に資格審議委員会を招集し再審議す



るものとする。

- 5 資格審議委員会運用要領及び、組織等に係る詳細事項は、別に定める資格審議委員会規定によるものとする。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金、交付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まって、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第17条 本会は、日本国内に事務所を置く。

- 2 事務局員は、事務局員2名以上を配置するものとする。
- 3 本会の庶務事務、管理事務及び出納事務等は事務局において処理する。
- 4 事務局の事務処理を円滑且つ適正に執行するために、事務取扱要領を別に定めるものとする。

(委任)

第18条 この規約に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

本規約は、令和元年12月10日から施行する。

付 則

令和元年12月10日一部改正

附 則

2021年6月6日一部改正